

レーラインの鍵盤楽器教本研究 3

装飾音教程の研究 2

小野 亮 祐

(本講座大学院博士課程後期在学)

本研究は筆者が継続的に行っている一連の G.S.Löhlein レーラインの鍵盤楽器教本研究に含まれる。この教本はレーラインが1765年に初版を著した後8度改訂され、第9版の出版される1848年まで100年近くにわたって日の目を見たロングセラー教本であった。このことに着目して、筆写はレーラインの鍵盤楽器教本の第1版から9版までの変遷を追い鍵盤楽器奏法や鍵盤楽器を取り巻く状況と鍵盤楽器教授の關係の変化を年代順に追うことに取り組んでいる。

本稿の目的はその一連の取り組みの中で第7版ⁱから第8版ⁱⁱを経て第9版ⁱⁱⁱまでの装飾音楽法に特に焦点を当てる。第1版から第6版までの変遷については既出の拙論^{iv}において述べており、従って本論はその続編としての性格をもつからである。

1. 第7版の装飾音教程とその内容

第7版は1819年のライプツィヒの Peters から出版された。第6版は1804年の出版であるので16年ぶりの改訂版となる。改訂者は書かれていないが、出版社によって書かれた序文において以下のように述べられている。

「ミュラー氏のクラヴィーア=ピアノフォルテ大教本への(中略)賛同は、ミュラー氏に新たに大きく改良された版をこの世に送ることとさせた。(中略)新たな譜例を付けることで、この版の鍵盤楽器演奏のいくつかの教程を内容豊かなものとしてより一層完璧なものにしたのと同様、通奏低音教程も全く新たに改訂しようと企てていた。しかし、早すぎる彼の死がこの企ての実行を阻止してしまった(以下略)」

この序文からは、改訂者は第6版と同じ August Eberhart Müller であることが分かる。しかし、改訂作業の半ばにして彼が亡くなっており、通奏低音教程だけがそのままになっていることが分かる。以下に第7版の装飾音教程を本文中にある各 § ごとに要約してまとめる。

第8章. 装飾音について

§ 1. 装飾音の定義

§ 2. 装飾音の2つの大分類：本質的 Wesentlich と偶発的 Zufällig

§ 3. 本質的装飾音には前打音 Vorschlag と後打音 Nachschlag が含まれる。

§ 4. 前打音とその種類：Wesentlich-lange 可変的長前打音、Unwesentlich-kurz 不可変的短前打音

§ 5. 可変的長前打音の規則

a) 2等分割される主音符に付く場合：主音符の音価の半分を前打音が持つ。

b) 3等分割される主音符に付く場合：主音符の3分の2の音価を前打音が持つ

c) 主音符がその次の音とタイで結ばれているとき：主音符の音価全てを前打音が持つ。

§ 6. 和音のいずれかに前打音が付くとき：前打音が付いていないほかの和声構成音と同時に打鍵する。

§ 7. 上声部以外に中声部や下声部に前打音が付く場合：その装飾音と主音符の間の下にスラーを付けてやることで演奏しやすくなる。

§ 8. 不可変的前打音について：主音符も短く、そこから音価はほとんど奪わない。

§ 9. 不可変的前打音の付く場合

a) 曲の冒頭

- b) 連続して同じ音が打鍵されるとき
 - c) 跳躍音の前
 - d) 前打音自身が主要音に対して跳躍関係になっている場合
 - e) 1種類の音符ばかりで構成される音型
 - f) 早い付点音符
 - g) シンコーペーション
 - h) 主要音がスタッカートの場合
 - i) 2分割された音型の前
- § 10. 後打音について：
 主要音符の後に付く装飾音。音価は前打音と同様に主要音符から奪う。前打音との区別が付くように主要音符との間にスラーを付けておく。実際は装飾音としてではなく、大きな音符で書かれることも多い。アクセントは持たない。
- § 11. Anschlag(Doppelvorschlage) 二重前打音について (2つめの本質的装飾音)：
 速度は楽曲の早さに演奏者が合わせる。1種類の音符が繰り返されるときに用いられることが多い。付点が付く場合は可変的長前打音のように取り扱われる。
- § 12. Schlierfer シュライファーについて (3つめの装飾音)：
 2つ3つからなる前打音群。音価は主要音符から差し引かれる。付点が付く場合は、その拍に従う。
- § 13. Schneller シュネラーについて：
- § 14. 記号によって示される本質的装飾音：
 トリル、プラルトリラー、モルデント、バットマン、ドッペルシュラク、ベープンク
- § 15. トリルについて：
 記号の説明。開始音は高い方の音（補助音）から必ず始める。速度は楽曲の性格による。明確均等で早く打鍵すること。長いトリルでは強弱を付けることがある。
- § 16. トリルの実際の使用方法
- a) 後打音なし
 - b) 後打音付き
 - c) 下方付加音付き
 - d) 上方付加音付き
- § 17. トリルに変位記号が付く場合
- § 18 同時に複数のトリルが演奏される場合
- § 19. プラルトリラー Praltriller について：
 記号。音階的上行・下降音型の時に用いられること。
- § 20. モルデント Mordent について：
 モルデントの種類：長い（主要音符が長いとき）・短い（主要音符が短いとき）とそれぞれの使用方法。
- § 21. バットマン Batement について：
 補助音から始めるモルデントであること。
- § 22. ドッペルシュラク Doppelschlag について：
 記号の説明とそれへの変位記号の付け方。
- § 23. ドッペルシュラクのパターン：
 ほぼどのような種類の（短くとも長くとも）音符に付く。特に音符の後に付く場合と付点音符に付く場合の注意。
- § 24. まれにしか使用されない記号で示される本質的装飾音について：
 ・逆ドッペルシュラク ・シュライファー付き前打音 ・プラルトリラー付きドッペルシュラク
- § 25. ベープンク Bebung について：
 記号。楽器による違い：本来はクラヴィコード限定だが、ピアノでもトレモロとして可能。
- § 26. 古い装飾音：

Zusammenschlag と Zurückschlag

§ 27. 恣意的装飾音 Willkürlich について：

演奏者の趣味と気分任された装飾音であること。作曲を心得る演奏者だけが実施できること。

以上が第7版の装飾音教程の概要である。前述の既出の拙論に見た第6版と比較すると、主要部分はほとんど変化がない。ただし数点の譜例に脚注が付加されるそれを以下に挙げることにしよう。

s.274 (上方；3等分出来る音符に付く長前打音の譜例)：「最近の楽曲ではこの譜例の最後の種類の前打音はまれにしか見ない。正確な演奏のためにも拍節の中に算入して、つまりふつうの音符(実音符で書き出されている)

s.274 (下方；多声部の曲で中声部・下声部に付く前打音の譜例)：「(上段の装飾音は)正しい記譜法であるが読むのが難しいので、下段に実施例を追加して掲げておいた」

s.278 (下方左；§ 11のおけるアンシュラクの多声部の実施例)：「この種のアンシュラクの記号が有益であるよりも害になることが多いと言うことは間違いない」

s.278 (中段；§ 12付点シュライファーの譜例)：「譜例 a,b のこの種の書き方は正確に演奏されることがほとんどないので今日では減多に使われない」

s.283 (上方；§ 20モルデントにいての第1文)：「今では長・短モルデント両方ともこの記号で示されることはなく、実音符によって書き出されている」

s.283 (下方；§ 21の第1文目 Battement)：「この古くなった装飾音は今日の楽曲においてはせいぜいその使用がまれであるか、使われることがない」

s.285 (中段右；§ 24プラルトリラー付きドッペルシュラクの譜例)：「この§ 24に出てくる装飾音は正しく理解・演奏されないで、多くの作曲家は音符で書き出している」

s.286 (上方；トレモロの譜例)「trem. の代わりに segue を書き記す。これについては第5章 § 6 参照」(trem. という記号を繰り返して書かずには繰り返すの意味の segue を用いるという意味)

2. 第8版の装飾音教程とその内容

第8版は Carl Czerny チェルニーが改訂し 1825 年に出版された。序文においてチェルニーが「装飾音と演奏についての章においても、発展が著しい我々の時代の趣向を考慮に入れなければならなかった」と述べており、鍵盤楽器演奏の状況と趣向の変化が今回の改訂に反映されていることを述べている。その内容構成は以下の通りである。

第8章装飾音について

§ 1~13 まで (小音符で示される本質的装飾音) 第7版と同じなので、割愛する。

§ 14. 記号で示される本質的装飾音の紹介：

a)Pralltriller b)Doppelschlag c)Triller d)Bebung e)Mordent f)Battement

§ 15. プラルトリラーについて：

記号について (シュネラーの記号に代わってきている)。下降音型に付く場合が多い。後続の音符に音価の影響をあたえない。

§ 16. ドッペルシュラクについて：

ドッペルシュラクには3種類ある。「本来モルデントと呼ぶべきだった」とも記される。

§ 17. ドッペルシュラクに変位記号が付く場合のその付け方。

§ 18. ドッペルシュラクの付く状況

ほぼどのような音符にでも付きうる。特に長前打音、付点音、音符と音符の間におかれる場合。

§ 19. まれに見られるドッペルシュラクの種類：

逆ドッペルシュラク

シュライファー付き前打音

プラルトリラー付きドッペルシュラク

§ 20. トリルについて：

記号。開始音は通常上方の補助音から始めるが、主要音からはじめても良いし下方付加音から始めることもある。開始音の決め方。トリルの持続時間。

§ 21. トリルの早さについて：

曲の性格に依存。明瞭で均等な強さ早さが原則。長いトリルの場合は速度を変化させる。

§ 22. トリルへの付加音について：

a) 後打音と共に：原則として通常用いられる。

b) 後打音なしで：トリルに続く音が下降する場合。複数の主要音に連続してトリルがかかる場合。跳躍がある場合

c) 下方付加音

d) 上方付加音

§ 23. トリルに変位記号が付く場合、同時に複数のトリルを演奏する場合

変位記号の付け方。

§ 24. *Bebung* ベーブングについて：第7版と全く同じ

§ 25. *Mordent* モルデントについて：第7版と全く同じ

§ 26. *Battement* バットマンについて：第7版と全く同じ

§ 27. 恣意的装飾音 *Willkürliche Verzierungen* について：

演奏者の趣味や感情にその演奏をゆだねられた装飾音。作曲家によって小音符で書かれることもある。その場合は装飾音の上に数字を書いて1拍にどれだけの音符があるのかを示す。書かれていない場合は全く演奏者にゆだねられているので演奏者は作曲をある程度心得ていなければならない。特に規則も存在しない。

3. 9版の装飾音教程の内容

第9版はJ.Knorrによって改訂され、1848年に出版された。第7・8版は全内容が1冊にまとめられていたが、この版では2分冊となっている。第1分冊は楽典に始まり指使いや演奏について等が解説され、第2分冊では指の機械的な練習に特化した練習曲が特定の習得課題ごとに解説が付いてまとめられている。装飾音教程は第1分冊に含まれるが、装飾音のうちトリルの機械的な練習曲だけが第2分冊に記されている。装飾音教程の内容構成は以下の通りである。ただし、この版では「章番号」がつけられておらず§番号もこの一冊を通して通し番号の形で付けられている。

装飾音について (s.68 ~ 73)

§ 115. 装飾音の定義、役割について：

装飾音=旋律を飾ること。小音符もしくは特別な記号で指し示される。

§ 116. 前打音・後打音の紹介：

§ 117. 前打音の音価と長短

音価は主要音符から奪い取る。さらに、長い前打音と短い前打音に区別される。

§ 118. 短い前打音の音価

後続の主要音に関係なく、常に短く演奏される。またこの仲間に昔は複数音から成る前打音があり、それにはアンシュラク、シュライファー、シュネラーがあった。

§ 119. 長い前打音の音価

後続の主要音符の半分の音価を奪い取り、主要音符もその音価が半分になる。最近では見られなくなったが付点音符につけられた前打音はその3分の2の音価を保有する。

§ 120. 前打音とアクセントについて

前打音であることが明確ならば、常にアクセントが置かれる。

§ 121. 打鍵するタイミング

常に前打音は記譜上主要音符と同時に打鍵される音と同時に打鍵される。

§ 122. 後打音について：

主要音から音価を奪い取るが、アクセントは置かれない。前打音との区別が難しいので、書き出

すことが望ましい。

§ 123. 記号で示される装飾音の紹介：

Praltriller プラルトリラー、**Doppelschlag** ドッペルシュラク、**Triller** トリラーが含まれる。

§ 124. プラルトリラーについて：

記号について。打鍵するタイミング、アクセントは前打音と同じ取り扱い。

§ 125. ドッペルシュラクについて：

記号について。前打音、後打音にもつけられる。時と場合によって低い音が半音下げられたり、変位記号がつけられたりする。

§ 126. ドッペルシュラクの付け方について：

音符の真上につく場合と、音符と音符のあいだに点く場合

§ 127. ドッペルシュラクが付点音符に点く場合

3種類掲げられるがその選択は演奏者に任せられる。

§ 128. 逆ドッペルシュラクについて：

その記号と演奏法。古くなっているので音符として書き出されることが望ましい。

§ 129. トリルの紹介：

トリルの記号について。演奏法。

§ 130. トリルの開始音について：

主要音ではなく、上の補助音か下方付加音から始める。

§ 131. 後打音付きトリル

常にトリルと同じ早さで後打音も演奏されるが、複数楽器に伴奏されているときに伴奏の入りを示せねばならないときにはゆっくりとすることもあり得る（カデンツアの終わりなど）。

§ 132. トリルの終わりの処理（後打音をつけるトリル）

トリルの終わりは演奏者の好みによって様々にすることができる。

§ 133. 後打音をつけないトリル（1）

後続音が音階的下行をする箇所についたトリルには後打音をつけない。

§ 134. 後打音をつけないトリル（2）

主要音が跳躍音してそれにトリルが付く場合では後打音はつけない。

§ 135. 後打音をつけないトリル（3）：鎖トリル **Kettentriller**

音階的な下行進行に連続的に付けられたトリル（鎖トリル）には後打音付きで見られないが、上行する場合は特に決まりはない。

§ 136. 後打音をつけないトリル（4）

主要音と同じ音がトリルの後に続く場合、下降する場合は後打音をつけず、上行する場合は後打音をつける。

§ 137. 和音におけるトリル記号の付け方

記号の位置によってどれにトリルが付くかが決まる。

§ 138. 片手でトリルとその他の声部も同時に演奏するとき

§ 139. 二重トリル

演奏規則はこれまでと同じだが、指使いが特殊。

§ 140. その他特別な場合でのトリルの用法：片手でトリルともう1声部を同時に演奏する方法の4パターンを紹介。

§ 141. 長い装飾音について：

即興的に演奏者のファンタジーでなされる装飾音。軽やかさと繊細さを重視。特に規則はなく、徐々に習得されるもの。両手の独立と、右手の装飾によって左手の伴奏のリズムが崩れないようにするべきである。

4. 第7版から第9版までの装飾音教程の変遷

第7版から9版までの装飾音教程の内容を見て来た。ここからはこれらの内容の変遷を検討することと

したいが、まず始めに第7版の構成を改めて検討しそこから第8・9版へと比較検討を進めることとした。

4-1. 第7版の装飾音教程の構成

第7版の内容構成はまず、装飾音を本質的と偶発的に分類するところから始まっている (§ 1)。そして、本質的装飾音から説明に入るが、これも小音符で示されるものと記号で示されるものに区分される。そして小音符に示されるものとして前打音などが紹介され、またそれぞれの中でも場面別などに小分類されている。これは記号で示されるものも同じである。いわゆるツリー構造的な構成となっている(論文末表参照)。

4-2. 第7版と第8版の比較検討

2でも述べたように、改訂者チェルニーをしてその序文で「発展が著しい我々の時代の趣向を考慮せねばならない」と述べた第8版の装飾音教程は、§ 1-13までは一字一句第7版と変わらない。つまり、小音符で示される本質的装飾音には何も手を加えられていない。§ 14から記号で示される本質的装飾音の紹介にはいるが、そのなかのペーブंक (§ 24) モルデント (§ 25)、バットマン (§ 26) は全く第7版と変わらない。第7版で古い装飾音とされていた二つは姿を消している。つまり、第8版で事実上改訂された装飾音教程はプラルトリラーとドッペルシュラクとトリルということとなる。また、内容の構成については全く第7版を踏襲していると言うことが言える。

事実上改訂されたもののうちまずプラルトリラーの検討をしてみたい。第7版ではその記号、演奏法、ほとんどは音階的な上行・下行に用いられること、特に早く音階的下降するところでは|と表示されるがこれはトリルで演奏されることが記されている。それに対して第8版では、第7版に付け加えてその音価が前後に影響を与えないこととレガートで演奏されることが記される。
| |

第7版ではドッペルシュラクについては、その記号ならびにどのような音符にでも付くこと、音符と音符の間に付く場合と付点音符に付く場合、変位記号が付く場合の奏法の説明がなされる。またそれに加えてまれに使用されるドッペルシュラクに類する装飾音が紹介される。第8版でも第7版をほぼ踏襲しているが、大きく違うのは「本来モルデントと呼ぶべきだった」とほぼドッペルシュラクをモルデントと同一視していること、ドッペルシュラクには3つの種類があることが全く新たな加筆としてあげられる。

第7版においてトリルについては、その記号、演奏法(開始音;高い方の音から始める、打鍵の均一さ・明確さ、長いトリルでの強弱)や後打音付き・なしトリル、上・下方付加音付きトリル、変位記号付きトリル、同時に複数のトリルが演奏される場合が説明されている。第8版においては開始音の部分でについて上方のみではなく主要音ないし下方音から始めることも認め、その使い分け方法が提示される。

4-3. 第9版における変化

最終改訂である第9版の内容構成を第7・8版と比較してみたい。構成の点では第7, 8版では体系的に分類することにこだわりを持って書き記されていたが、第9版では本質的・恣意的の大区分がなくなっている。むしろ、装飾音を各種羅列するという形であるが、説明する順番が従来の版のものが維持されているので、結果的には従来の分類は維持されている。取り扱われる装飾音は前打音、後打音、プラルトリラー、トリル、ドッペルシュラク、長い装飾音のみである。第7, 8版で小音符で示されるものうちアンシュラク、シュネラー、シュライファーが短い前打音のなかで複数の音からなる短前打音の派生物として述べられるが、あくまでも注釈という形で述べられるに過ぎない。また、記号されるものうちモルデント、バットマン、ペーブंकが姿を消している。

第9版においても前打音はこれまでと同じく長い・短い前打音に区別される。そして、短前打音が常に短いのに対し、長い前打音が主要音符の半分の音価をとるという点も従来通りである。しかし付点音符に付けられた長前打音も従来通り主要音符から3分の2の音価を奪うとしつつも、古くなったものとして今ではもう見られないものとして取り扱っている。打鍵のタイミングも他の声部と同時であることも従来通りである。そのほかアクセントが前打音に置かれることが述べられるが、第8版の短前打音が使われる場面別の説明もなくなっている。

後打音については、音価は先行する主要音符からとられアクセントが置かれないうこと、一つないし複数

の音からなっていること、音符で書き出されることが望ましいこと、が述べられ内容的にはほぼ7, 8版と同じである。

ブラルトリラーについてはその記号、演奏法、打鍵するタイミングは他声部と同時であること、早い音階的下降の場合は α と記されること、が述べられている。注目すべきはブラルトリラーを本来は二つの前打音であると見なしていることである。

ドッペルシュラクについて第9版では、第8版と同様にその記号と基本的な形、変位記号の付け方、そして音符の上に付く場合、音符と音符の間に付く場合、付点音符に付く場合と分けて書かれている。しかし、注目すべき点として音符の上に付く場合（通常の場合）のドッペルシュラクは3つの音からなる前打音とし、音符と音符の間に付く場合のドッペルシュラクは4つの音からなる後打音としていることである。先にみたようにブラルトリラーが前打音と見なされていることと同じことであろう。また、古くなったドッペルシュラクとして逆ドッペルシュラクだけ挙げているが、これも古くなってしまったことで書き出されることが望ましいとされている。

トリルは記号について、その奏法について、開始音について、後打音付き・つけないトリルについて、片手でトリルと旋律を同時に演奏すること、片手で同時に複数のトリルを演奏することなどが書かれる。第8版で述べられていた付加音に関してはトリルの開始音の問題として取り扱われる様になっている。また開始音については補助音もしくは下方付加音から始めることとし、第8版で許されていた主要音からの開始がここでふたたび禁じられていることは、まだトリル開始音の扱いにおいて揺れ動きがあるものとして注目される。また、後打音を付けない場合としてトリルに続く音が下降する・同じ音が続く場合、連続してトリルのかかった主要音が跳躍する場合を挙げている。また、後打音を付ける場合を特に限定することではなく、むしろ自由にトリルを終えて良いということで後打音の付け方に大幅な自由・即興性を認めていることも特徴としてあげられる。

またこの第9版では「長い装飾音」が新たな概念として出てくるが、これは「即興的に演奏者のファンタジーによってなされる」ということで、従来の恣意的装飾音をそのまま受け継いだものといえよう。

5. 18世紀から19世紀半ばにかけての装飾音への意識の変化

本研究があくまでも教本研究の一環である限り、あえて私がここで論点としたいのは具体的な装飾音の「音そのもの」の変化ではない。あくまでも教本の内容構成とその取り扱いが、その当時の音楽への態度・意識とどう関わっていたかと言うことである。本拙論によってそれに資すると思われる部分をここでまとめて、次の研究へのさらなる端緒としたい。

5-1. 19世紀は18世紀的演奏習慣の消失の時代だったのか？

第7版に掲載された小分類の中にあるのべ27の装飾音の教程項目は、既出の拙論と照らし合わせても旧来取り扱われてきた装飾音とほとんど変化がない。このことは19世紀初頭まではほとんど18世紀の装飾音に関する考え方が変わらずにいたことを表していると言って良いだろう。「時代の趣味を考慮せねばならない」の精神のもとチェルニーによって改訂がなされた第8版でも、古い装飾音が教程から消えただけでほとんど変わっていない。19世紀半ば第9版になりようやく17に減り項目数の変化が見られる。このことは、一見19世紀の半ばになってようやく18世紀的演奏習慣が消えたことのように見えよう。明確に第7版から8版にかけて消えた装飾音項目は、ペープンクと古い装飾音（ZusammenschlagとZurückschlag）である。クラヴィコード独自の装飾音であるペープンクがこのころに消えるのは、19世紀以降クラヴィコードが鍵盤楽器の主流からはずれたことと関連していることから容易に推測される。また、古い装飾音が第8版になってようやく必要なくなったとの判断で取り扱われなくなったことも理解される。そもそも第6版で古い装飾音として取り扱われていることから、第7版と8版の時期がまさに消えてしまう過渡期にさしかかっていたと言い換えて良いだろう。そして、第9版になって一気に減るが、この間に教えられることがなくなった、と単純に結論づけて良いのだろうか。

5-2. 「実音符で書く」ということ

改めて第6版から第7版への変化として挙げられる新たな脚注について（本論1の最後部分）着目して

みたい。その中でも3つほどであるが、アンシュラク、モルデント（長、短ともに）、まれに用いられるドッペルシュラクのうちのプラルトリラー付き前打音、の3つには「実音符で書かれることが多い（記号や装飾音特有の小音符ではない、普通の大きな音符で書かれることが多い）」との但し書きが第7版に注釈の形であらわれる。第9版はさらに増えている。

「実音符で表される装飾音」とは、どういうことを意味するのだろうか。それは教本にとっての意義を考えるならば、装飾音であることには異論はないが、実音符によって実際の音価・音高を表されることによって特に装飾音の演奏の仕方として教える必要のない姿となった装飾音のことである。

つまり、装飾音教程が音楽教本で成り立つのは、装飾音が「特別の知識をなしに実施できるものではない特別な音楽家共通の約束事」という認知を前提としているからであり、特別の知識が必要でなくなった時点には、教本にとってはわざわざ紙面を割いて説明する必要はないと考えられる。

ここでモルデントを取り上げてみよう。第7・8版では、モルデントはその記号と奏法を説明されながらも、新たに付けられた注釈で「今では実音符で書くことになっている」とされている。第9版ではモルデントは取り上げられず説明されない。このことは、モルデントが楽曲中に出てこなくなったのではなく、モルデントが実音符で書かれることによって説明される必要がなくなった、と考えられないだろうか。

6. まとめ

5-2で述べたことは、さらに他の教本の装飾音教程や当時の楽曲などがある程度改めて検討し、実際にいくつかの装飾音が本当に実音符で書かれているようになっているのか検討した上で実証せねばならないだろう。

さしあたって本論ならびに既出の拙論を通しての結論として提示できる仮説は次の通りである。つまり、18世紀以来音楽教本で取り扱われる装飾音の種類や取り扱い方は多少の相違があったとしても、19世紀の前半まではほとんど変わっていない。19世紀の半ばになってようやく取り扱われる装飾音の種類に変化が現れる。確かにそれはその間の楽器の変化や趣味の変化により消滅した装飾音も存在する。しかしながら、教程から消えた装飾音が全てそうして「古びて」消えたとは言い切れない。18世紀には特別な知識・約束事の必要な奏法だったものが、時代を下り実音符で書き出されることが多くなることで特別なものでもなくなり、その結果として教える程のものではないという判断が、見える形では「教程からの消失」としてあらわれたと考えられないだろうか。

注および引用参考文献

- i G.S.Löhlein (Bearb. v. A.E.Müller). „Klavierschule; oder, Anweisung zum Klavier und Fortepiano Spiel nebst vielen praktischen Beyspielen und einem Anhang vom Generalbaße“ Jena, 1819
- ii G.S.Löhlein (Bearb. v. A.E.Müller-Carl Czerny) „Große Fortepiano-Schule“ Leipzig, 1825
- iii G.S.Löhlein (Bearb. v. Julius Knorr) „Große Fortepiano-Schule“ Leipzig, 1848
- iv 小野亮祐「レーラインの鍵盤楽器教本研究2 装飾音教程の研究」『広島大学大学院教育学研究科紀要 第二部（文化教育開発関連領域）2006』第55号 pp.461-467

論文末表：第7版の裝飾音教程の分類と第8版第9版への変遷

第7版 (1819)、(ほぼ第6版 = 1806年と同じ)		第8版 (1825)		第9版 (1848)				
大分類	記譜上の分類	具体的な裝飾音	裝飾音の下位分類	場合別使用法	場合別使用法への備考 (詳細)			
本質的裝飾音	小音符	前打音と後打音 Vorschlag、Nachschlag	可変的長前打音	2等分される音符に付く場合	前打音は主要音符の半分の音価			
				3等分される音符に付く場合	前打音は主要音符の3分の2の音価			
		後打音	不可変的短前打音	主音符に隣り合う音でタイで繋がっているとき	前打音は主要音符の全ての音価	第7版と全く同じ	取り扱われず 増補別説明なし	
				10 種類の不可変的短前打音が付く場合	音価は前打音と同様。実際は音符で書かれることが多い			
		アンシュラク Anschlag	シュライフアー Schleifer	シュネラー Schmetter	2等分される音符に付く場合	楽曲の早さによって演奏者が決定。正し付点の場合は長前打音と同様	独立した取り扱いはないが、複数の音からなる短前打音の古い裝飾音として取り扱われる	
					3等分される音符に付く場合			
		記号	ブラルトリラー モルデント バットマン ドッベルシュラク	トトリル	(開始音について)	補助音 (上方音) から始めること	原則補助音、下方音は音主音符も容認	
					後打音付き	特に用いられる場面は書及されなない	原則通常用いる	より演奏家の面裏に任せる
					後打音なし	特に用いられる場面は書及されなない	トリルの後続音が、下階もしくは同一音の場合に限る	第8版と同じ
					下方付加音あり	特に用いられる場面は書及されなない	同じ	開始音の問題として書及
上方付加音あり	特に用いられる場面は書及されなない				同じ	同じ		
変位記号が付く場合	変位記号の付け方				同じ	同じ		
複数トリル (二重トリル)	音階的進行にのみ使われる。				レガートで、前後の音価に影響なしとの加筆	前打音の規則に従う		
長いモルデント	同じ				同じ	取り扱われなない		
短いモルデント	同じ				同じ	取り扱われなない		
恣意的裝飾音	古い裝飾音 Zusammenschlag Zurückschlag				ベープンク	通常の場合。	新たに3種類の基本形を提示	基本形の1種類の提示
		付点音符に付く場合	同じ	3種類の例示				
		音符と音符の隙につく場合	同じ	通常の場合と同様				
		まれに使用されるドッベルシュラク	同じ	逆ドッベルシュラクのみ、ただし音符に書き出すことが望ましい				
		クラヴィコード独特のもの。ピアノではトレモロで代用できる。	第7版と同じ	取り扱われなない				
		古い裝飾音	取り扱われなない	取り扱われなない				
		Zusammenschlag	第7版と同じ	長い前打音と名称が変わるが内群は同じ				
		Zurückschlag	第7版と同じ					